

平成 19 年(2007 年)12月12日 拓殖大学客員教授/軍事評論家 江畑謙介

情報セキュリティ政策会議 第15回会合

議事内容意見書

●国際的なサイバー犯罪・攻撃に対する日本の主導的役割を

(1)昨今、国境を越えたサイバー犯罪・攻撃が非常に顕著に見られるようになった

- ①その内容は犯罪と攻撃の区分が難しいものが少なくない。
- ②明確な目的を持ったものなのか、いたずらのものなのかの識別も難しい。
- ③いたずらでも、国家の機能や国民の日常生活に大きな障害をもたらす可能性はある。

(2)サイバー攻撃と呼べる大きな障害を生じさせるものでも、平時・有事の区別がない

- ①サイバー犯罪・攻撃には日常的な対応策が必要とされる。
- ②「平時」の犯罪・攻撃でも、「有事」に備えた情報収集が目的のものもある。

(3)サイバー犯罪・攻撃には国の能力差はない

- ①サイバー犯罪・攻撃は実行者の能力によって変わるもので、いわゆる第三世界の国だからといって、その能力に差はない。
- ②むしろ国家の統治能力が弱い第三世界の国で(あるいは、その国を経由して)犯罪・攻撃が行われる可能性が大きい。

(4)日本は世界でサイバー犯罪・攻撃を規制する条約制定に主導的役割を

- ①改めて指摘するまでもなく、インターネットは世界を結んでいる。
- ②各国の協力体制がないと犯罪・攻撃の防止ができない。
- ③既にEUはこの種の問題に対処する唯一の国際条約である「サイバー犯罪条約」を成立させ、米国も加盟、批准したが、わが国は国内法未整備のため批准が遅れている。日本の積極的姿勢を世界に示すためにも早期批准を。
- ④サイバー攻撃手段(サイバー兵器)のネットへの投入を禁止する国際的な実効性(制裁措置など持つ)を条約の制定は、コンピュータ・ウイルスの作成、利用を抑止する効果が期待できる(対人地雷禁止条約の例など)。
- ⑤反対が予想される国もあるが、日本が主導的役割を果たしてはどうか。(了)